

## 中国・陝西機械学院で日本語を教えて

はじめに

瀬戸 宏

私は一九八二年三月から一九八四年二月まで、いわゆる日語専門家として中国で日本語教育に従事する機会を得た。専門家とは、中国語で専門家のことである。八二年三月から九月まで、および八三年三月から八四年二月までは国際交流基金派遣のかたちで長春・東北師範大学に設置された赴日留学生予備学校（以下、予備学校と略記）で、八二年九月から八三年二月までは西安・陝西<sup>せんせい</sup>機械学院で中国招聘の専家の形でそれぞれ仕事をしたのである。

帰国してから、多くの人から、中国の生活はどうだったのか、日本語を教える上でどんな困難があったのか、またどうしたら中国へ行けるのか、いろいろ質問を受けた。私はできるかぎりそれらの質問に答えてきたが、考えてみれば、中国の日本語教育に関心をもっている人はまだまだ多いに違いない。本書への執筆の機会を与えられたのを機に、陝西機械学院を中心に中国での経

験をまとめてみることにした。

### 陝西機械学院での日本語教育

陝西機械学院での私の受け持ちクラスは本大学の正規学生の日本語の授業ではなく、出国進修班と教師班の二つであった。陝西機械学院は、教育部（日本の文部省に相当する役所、現在は国家教育委員会）ではなく機械工業部（日本の通産省の一部に相当）に属する理工系大学で日本語専攻はない。外語教研室の中に日語組があるが、私が赴任した当時は教員は二人しかいなかった。一人は元ロシア語教師で中ソ関係悪化のためロシア語の需要が減り文革中に日本語の再教育を受けて日本語教師に転向した約五十才の男性、もう一人は文革期に外国語大学を卒業した約三十才の女性である。

正規学生は基礎部（一般教養課程）の第二外国語として、週に二時間ほど学習するだけである。クラスは一学年に一つしかなく、教えていた中国人教師によれば学生は百人近くに達するといふ。教科書は、湖南大学が編集した理工系学生用日本語テキスト『日語（理工科用）』を使っていた。この教科書は「日本語の専門書・刊行物を読むために語学的基礎を打ち立てる」ことを目的に編集されたもので、課文のあと、新出単語の訳が中国語で付けてあり、さらにその課での文法事項が中国語で詳細に解説してある。陝西機械学院の基礎部で行なわれていた教授法は、もち

ろんテキストの文章を中国語で説明していく文法対訳法である。直接法の授業を行なうには①ネーティブ・スピーカーまたはそれに準ずる外国語運用能力をもった教師②少人数のクラス③直接教授法用に編集された教科書が必要で、このような学習環境では、対訳法以外の授業は困難であろう。最近、日本では中国の日本語教育を評価する声が高く、私自身もそれは充分理由のあることだと思うが、今まで日本に紹介されてきたものは日本語専攻の場合だけで、中国の大学の大部分の日本語の授業は日本の外国語教育とそれほど変わらない水準で行なわれているのである。

出国進修班の学生は、陝西機械学院そのものの学生ではなく、機械工業部が翼下の大学・研究所・工場から日本に技術研修に行くことを前提として日本語を学ぼうとする人を集め、一年間で必要な日本語能力を集中的に身につけることをめざしたクラスである。受講生は全部で二十一名であった。教師班は、陝西機械学院の理工系教員の日本語研修班である。こちらは二十三名であった。その目的は、自己の専門領域に関する日本語の資料が読めるようになることであった。授業の出席者は、どちらも平均年齢が四十才を越えていた。

出国進修班の授業は週十二コマ（一コマは五十分）で、そのうち八コマは東京外国語大学付属日本語学校の教科書（いわゆる府中の教科書）『日本語Ⅰ・Ⅱ』を用い、一年間で二冊の学習を終えることになっていた。『日本語Ⅰ・Ⅱ』は七九年に予備学校で使用されてから急速に中国の各地で使用されるようになった教科書で、はじめから直接教授法で教えることを前提に作られたも

のである。この教科書は現在改定のため絶版であるが、中国では現在もプリント版が広く使用されているようである。

残りの四コマは日本語教育学会『日本人の一生』を使って日本事情の授業を行なった。この四時間は、始めは会話の授業ということで海外技術者研修協会の教科書を使って初級文型の口頭練習をすることになっていたのであるが、内容に基づいた会話ということで、ある時『日本人の一生』を討論の材料に使ってみたところ好評だったので、そのまま日本事情を紹介しつつその内容について学生と対話していく、という授業にしまったのである。出国進修班・教師班を問わず学生たちは、中国のマスコミの表面的な紹介では知ることの困難な日本の実情に強い興味を示した。このほか、中国人教師が担当する授業が二コマから四コマあった。この授業では、大連外国語学院が開発した教材を使って聴解指導などを行っていた。

教師班は、週四コマの授業である。こちらは『日本語Ⅰ』を使っていた。教師班には、中国人教師の時間はなかった。

私は日本人の前任者が病気で帰国した後の欠員補充という形で九月末に着任したので、出国進修班では『日本語Ⅱ』第八課から授業を始めた。着任して驚いたのは、学校には若干の辞書類とテープ・レコーダーがあるだけで、日本語教材と呼べるものがほとんどないことであった。壁には、日本地図すらなかった。それまで、予備学校という、日中両国政府が設置し、教材について

は必要があれば手紙一本で国際交流基金が航空便で送ってくれるという教育環境にいた私には、ある程度覚悟していたとはいえやはり驚きであった。

もう一つ私が驚いたのは、そのような環境にもかかわらず、ごくわずかな例外を除いて、学生が実によく勉強し、しかもきわめて礼儀正しいことであった。予備学校の学生もきわめてよく勉強することで知られているが、これは留学という学習目的がはっきりしている上、全国から選ばれた特別の学生であるため、ある意味では当然であろう。ところが西安では、四十を越えた人たちが予備学校の学生と同じぐらいに勉強しているのであった。もちろん彼らも機械工業部が全国から集めた人たちであるからとも優秀なのであるが、それにしても四十・五十という人たちが早朝から深夜まで熱心に勉強している姿には敬意を感じずにはいられなかった。

### 授業の進め方

それでは具体的な授業の進め方について述べよう。まず出国進修班の『日本語II』について。

- ①その課で学習する内容について、簡単に説明する。
- ②次に教科書を開いて教師が模範朗読を行なう。
- ③続いて学生数人に読ませる。
- ④逐条的に細かく解釈していく。解釈の方法は、一つは図解して説明できるものは図解する。

図解では説明が困難な文型や語彙は、教師があらかじめ用意した例文をまず学生に聞かせる、次にその例文を黒板に板書していく、時には全部言ったり書いたりせずに、学生に文の残りを補わせる、という方法をとった。

⑤同時に指示詞が指し示すものや隠れている主語などについて学生に質問していく。

⑥それが済むと、本文の内容について学生にいろいろ質問して内容の理解を確認する。

⑦もう一度教師が音読する。

⑧最後に、テキストを学生にもう一度音読させる。

授業では④⑤⑥が中心になる。教室作業としては以上であるが、そのほか宿題として新出の文型や重要語句を使った短文づくりを行なわせた。時には八百字から千二百字程度の作文も書かせた。漢字については、学生が中国人ということもあって、日本語と中国語で特に意味が異なるものに注意を喚起させるなどのほかは、基本的に自学自習にまかせた。またそうしなければ、予定された期間中に『日本語II』を終了させることは不可能であった。幸い学生がよく勉強したためか、漢字についてはほとんど問題は起きなかった。

『日本語II』には各課ごとに「練習」がある。始めはこの部分も私が担当していたが、それでは時間が不足したのでまもなく練習は中国人教師にまかせることにした。

教室で授業を行なう前の準備は、④の段階で必要な例文を作成することが中心になる。これに

ついでには、過去に予備学校で作成したものも利用したが、それだけではなくできるだけ中国人の発想を踏まえた例文を自ら作成するよう心掛けた。

テキスト以外で私が注意を払ったのは、学生の発音矯正であった。学生はこの進修班に入る前に日本語をある程度勉強している者も多く、読解についてはそれほど問題なかったが、発音については年齢やそれ以前に日本人に接したことがなかった等のためほとんどの学生に問題があった。中には話していて何を言っているのかほとんど理解できない者もいた。そのため授業中はできるだけテキストの音読の機会を増やしたほか、国際交流基金発行の教師用日本語教育ハンドブック『発音』掲載の練習用短文に手を加えた発音矯正用教材を作成して授業時間の最初の十分程度を使い学生に毎回音読させた。中国人の場合、個々の音もさることながら長音・拗音など連音の拍感覚に問題が多い。特に発音の悪い数人については、国際交流基金発行『はっおん』を使って補講を行ない、日本語の発音の基礎を一からやりなおさせた。このようにした結果、発音については修了時にはある程度のところまでいった。

これに対して、教育に特に困難を感じたのは聴解指導であった。日本国内ではテレビ・ラジオからいくらでも録音できるし、複数の日本人教師で新たに聴解教材を作成することもできる。優れた教材が市販されてもいる。ところが、外国でたった一人で教えている場合には、適当な聴解教材の入手・作成が実に困難なのである。結局、聴解指導については不十分なまま終わらざるを

得なかった。今後外国で日本語を教える機会のある方は、事前に日本で聴解教材を準備していくよう強くお勧めしたい。

中国人教師は私の授業をほとんど聴講し、熱心にメモをとっていた。また自分の授業で問題点にぶつかるとしばしば私に質問し、私もできる限りそれに答えた。ただ、授業についていえば、中国人教師の授業と私の授業が充分にかみあっていたとは必ずしもいえない。日本人教師と中国人（外国人）教師の協力関係の解明は、今後の課題であろう。

教師班の場合は『日本語Ⅰ』の二十課から始めた。こちらは初級の授業なので次のようなやり方で授業を進めた。

- ① 始め教科書を開かず、本文にでてくる主要文型を既習語彙を使って口頭で導入する。
  - ② 重要な新出語彙を、既習文型を使って導入する。
  - ③ その文型・語彙を使って学生と問答し、文型の定着を図る。
  - ④ その後教科書を開き、まず教師が読みそのあと学生に読ませ、この課の学習を終える。
- 当初は“ことばの使い方”も含めて一課を週二回四コマで終わらせる予定であったが、それでは時間が足らず結局十課を終わるのに半年かかってしまった。教師班の趣旨からいえばもっとスピードをあげてもよかったのであるが、学生のほうが口頭練習を増やすよう要求したのである。

出国進修班・教師班とも以上のようないわゆる直接教授法で授業を進めたのであるが、学生に

とって直接法で外国語を習うのは初めての経験らしく、新鮮な印象を受けたようで学生の反応もよかった。私の前任者は高校の国語教師の出身で、授業は始めに中国人教師が中国語を使って文法・語彙などを概説しその後日本人教師が日本語で教えるという方法をとったようであるが、私はこの方法は用いなかった。もっとも、これはこれでひとつのやり方であろう。

日本事情の授業（もとの「会話」）については、単に一般的な日本事情の講義にとどまるのではなく、できるだけ日本と中国で異なっている部分を際立たせ、学生に積極的に発言させ同時に会話の練習にもなるよう努めた。学生の方も年齢の高い成人であったためか、強い興味を示し積極的に反応した。

### 西安での生活

次に、西安での生活・待遇について述べることにしよう。

私の陝西機械学院での立場は、文教専門家ということであった。給与は、契約の段階では一カ月五百元と仮決定され、着任後正式決定となって、五百二十元になった。契約によれば、給与は契約の段階でまず仮決定し着任後正式決定される。正式決定の額は、仮決定を下回ることはない。五百元というのは当時の専家の最低クラスの給与で、長春での中国側からの給与はこの額であった（ただし長春の場合は日本側（国際交流基金）からも給与が支給された）。念のため言い添えれば、

私と同程度の年齢の中国の大学教師の給与は一カ月五十元程度である。なお、一元は当時のレートでは約百円であった。

この給与は、人民元で支給される。中国では外貨管理上、元には人民元と兌換券（外匯券）という二種類の通貨がある。外国人の一般旅行者が外貨を中国の通貨と交換した時わたされるのはこの兌換券で、外貨と交換することができる。普通の中国人が日常生活で用いるのはすべて人民元であるがこの通貨には外貨との互換性がない。中国には友誼商店という外国人向けに高級商品を販売している商店があるが、ここでは人民元は使えないことになっている。また、外国人がホテル・航空機を利用する際も人民元は使えない。しかし中国から給与をもらい長期にわたって中国で生活する外国人には、優待証というものが発行され、前記のような場所でも人民元を使用することができる。ただし飛行機の国際便・輸入品は、必ず外貨券でなければならない。人民元と兌換券は法的には価値はまったく同じであるが、兌換券をもっていけば中国人でも外国製品を手でできるため兌換券の方が価値が高くなり、闇レートができてきていることは、中国の新聞でも時々報じられている。

給与の五百元という額が高いかどうか、人によって見方が変わってくる。中国人の給与の十倍ではあっても、日本円に換算すれば当時でも五万円程度でしかない。私自身の経験では、学期中授業を担当し、時たま市街地に出掛けていく程度の生活を送っている時は西安では百五十元もあ

れば充分で、金は三分の二近くが余った。むしろ、それ以上金を使うところも物もないのである。ただし、休みになり私費の旅行に行くときそれまでの貯えがすべて消えてしまった。ほかの家も、だいたい同様の生活を送っていたようである。ただ、北京・上海では物が豊富だけに、それだけ出費もかさむという。旅行の際、専家は鉄道・船舶の料金が中国人と同一になる。ホテル・飛行機についても一般外国人旅行者より割安になる。

宿舎については、一般に専家は専家楼（または専家招待所）とよばれる専用の宿舎に住むことになる。二部屋と台所・食堂・バス・トイレ付で、さらに暖房が完備している。私が帰国してからは、冷房も完備するようになったという。専家楼については政府が規格を統一しているようである。中国の都市は日本以上に住宅事情が厳しく、長春では教職員の中には大学の事務室に夜間とまりこみの形で住んでいる人がいたほどであるが、専家楼は広さの点では日本の水準からみても恵まれた部類に属する。

しかし、陝西機械学院の場合はまだ専家招待所がなく、私や前任者はキャンパスの中の教授楼の一部屋を応急的に改造したところに住んでいた。水準は専家招待所とほとんど同じであったが、風呂がなく一般教職員用の共同浴場を利用した。大学側は専家招待所がないことを恐縮がっていたが、私はむしろこの方がありがたかった。専家招待所には必ずある検問がなく、学生などの中国人が自由に私の部屋に出入りすることができたからである。専家招待所の検問は、外国人

と中国人を遮断するという側面と同時に、外国人を保護するという側面もあり、中国の現状ではやむを得ないことなのであるが、中国人との交流という点ではやはりわずらわしい。

食事については、専家招待所があればそこに専家食堂があり、専家はここで食事をするようになる。もちろん、自分で料理を作ってもいい。陝西機械学院では、別の一室を専家食堂とし、二人の料理人を置いていた。しかし、陝西機械学院には当時は専家は私しかなかったので、ごくまれに大学が接待で利用することはあるものの実質的には私のために二人のコックが付いているということになり、個人的な好みも自由に出すことができた。料理人は、前任者が病氣（神経性胃炎）で帰国したということもあって、食事にはきわめてよく配慮してくれ、味もよかった。メモを見ると、一カ月の食費は八十四元となっている。長春では、東北地区という特殊性もあるが、一カ月百十元から百三十元であった。

中国の大学で専家と関係の深い部門は、外事弁公室である。外事弁公室は、専家のほか留学生など中国の大学に在籍・在学している外国人に関する事項と、中国人の留学・出国、外国の大学との交流などを取り扱っている、日本でいえば外事課にあたる部門である。陝西機械学院の外事弁公室はごく小規模で私が在籍した当時の人員は三名、しかもそのうち二名は他の部門との兼任であった。単調になりがちな生活を潤すために、外事弁公室はさまざまな企画をたててくれた。

私は中国演劇に特別な関心をもっているので、劇はできるだけ観たいという希望を出すと、西安

で上演された主要な劇はほとんど観せてくれた。また西安の名所旧蹟もほとんど全部（大学の費用で）見せてくれた。

### 中国で日本語を教える際に

それでは日本人（外国人）が中国で日本語を教えようとする場合、それはどのような形になるのであろうか。

現在のところ、日本人はほとんどが大学で教えることになる。中国では、日本語教育熱の高まりによって、一部の高校（高級中学）でも日本語を教えているし、大都市では“業余学校”“補習班”などさまざまな名称の民間の日本語学校が開かれている。しかし、日本人がこれらの日本語教育機関で日本語教育に従事することは、少数の例外を除いて、まずないと思われる。

大学で教える場合、日本人（外国人）教師の身分は大きく分けて“専家”と“外籍教師”の二つに分かれる。どちらも外国人教師という点ではかわらないが、その待遇にはかなりの違いがある。専家の立場の人は、本来は文字どおり日本語教育の専門家であることが期待されている。従って、選考もかなり厳しい。その資格として、原則として二十五才以上、修士またはそれと同等の学力ということがいわれている。専家を採用するにはまず各大学が選考を行なうが、大学の判断だけでは採用できず、國務院（日本の内閣に相当、実際に審査を行なうのは国家教育委員会）の

承認を得なければならぬ。給与は八三年頃は五百元から八百元で、五百元を下回ることにはなかつた。独身者より既婚者のほうが給与は高い。専家の待遇は、ほぼ全国共通している。本文の終わりに、八五年に成都科技大学に赴任した私の友人の契約書を資料として掲載するので、詳しくはそれを見ていただきたい。

これに対して、外籍教師は大学が独自の判断で採用することができる。資格も、特に定めはないようである。外籍教師は普通、専家の夫人が採用されることが多いが、始めから外籍教師という立場で中国に赴任する人もかなりいる。給与は八二、三年当時は普通二百五十元から三百五十元の間であつた。まれに、専家に相当する実力の人が手続きや定員などの関係で外籍教師として赴任することがあり、その場合には四百五十元などの給与が支払われるが、専家の給与を上回ることはない（ただし現在では物価上昇のため外籍教師でも五百元程度支給されることがあるようである）。そのほか、専家の場合は給与の一定額を外貨に換えることができるが、外籍教師の場合はそれが認められない。ただし、業務内容はほとんどかわりがない。

授業時間数は、大学によって違うが、だいたい八コマ（一コマ五十分）から十六コマの間である。ただし、これ以外に時間割りに表われない補講や教材作成、卒論指導などを要求されることもあり、授業数の多寡と忙しさが比例するとは一概に言えない。私の場合、陝西機械学院では十六コマであつたが、自発的に行なつた補講や宿題の添削を除くと、授業だけをやっていればよか

った。これに対して北京大学の専門家の場合、ハコマでコマ数は少ないが、卒論指導を行なわなければならなかったという。

赴任する大学は、当然のことながら外語学院の日本語系（日本語科）が多い。そのほかは師範大学や総合大学の日本語系それに理工系大学がほとんどである。教授対象や内容も、大学によってさまざまである。学部学生や研究生（大学院生）など正規学生を正式の授業の一環として教える場合、専門科目の教師を教える場合、その大学の日本語教師の再研修として教える場合、その大学に置かれた日本語の集中教育コースに参加した他の機関所属の学習者を教える場合などである。初級中級段階の集中教育か、上級段階か、日本語教師の再研修か、それぞれ教育目標が異なり、一言でその内容を述べるのは困難である。

それでは、これらの教師は、どのようにして採用されるのであろうか。実は、今日までのところ、日本側にも中国側にも、日本語教師を組織的に送り出し受け入れる機関は存在していない。高校教師の教育委員会派遣や海外青年協力隊の場合を除けば、ほとんどが、大学が教師を直接みつけて受け入れるという形になっている。そのため、日本側からいえば「行きたくても行けない」中国側からいえば（北京・上海を除いて）「招きたくても招けない」という矛盾した状態が起きている。しかし、現在はまだ組織的な窓口が作られ、この状態が解消される見通しはない。従って、現在中国に赴任する最も確実な方法は、すでに中国に赴任したことのある人に依頼し

て、適当な学校を紹介してもらおうということになる。

もう一つ問題になるのは、中国に日本語教師として赴任する時、どのような心構えで中国に行くかということである。一般的には、外国に日本語教師として赴任する人間は日本語教育を第一の目的としているはずであるが、中国の場合、中国研究者または中国語の学習者が留学のかわりに赴任するケースがまだかなり多い。そして、中国で評判が悪かったりトラブルをおこしたりするものもこの人たちが多い。この人たちは日本語教育の知識をほとんどもちあわせていなかったり、日本語教育の仕事よりも自己の研究・学習の方を優先したりしようとするから「専門家」としての仕事に期待している中国側と摩擦が生じるのも当然であろう。

私は、中国研究者が日本語教師として中国に赴任することを決して否定するものではない。私自身が、そうであった。中国に特殊な関心を持たない純粹な日本語教育出身者で中国の需要を満たせるはずがないし、中国の現状は中国に特別な関心を持った人でないと物質的精神的に堪え難いことも否定できない。また中国の機関に実際に勤務することによって、留学では得られない中国認識を得られるのも事実であろう。しかし、日本語教師として中国に行くからには、日本語教育が第一の任務であるという自覚をまず持つ必要がある。さらに、中国に行く前に日本語教育の研修を受け、条件が許せばボランティアでもいいから日本語教育の経験を少しでも積んでおくことが望ましい。中国に着いてから日本語を教える勉強をしていたのでは、実際の仕事に間に合

わないのである。

もう一つ、中国でトラブルをおこさないためには、問題があると感じたらだまっているのではなく、矛盾が激化して耐えられなくなる前に、自分が外国（中国）で仕事をしていることをよくわきまえ相手の立場や条件を理解しつつ穏やかに自分の考えを相手に伝える行動習慣を身につけるよう提案したい。中国滞在中「欧米人はいつも中国側とケンカし、日本人は最後に大ゲンカする」ということを聞いたことがある。中国には官僚主義的な非能率や日本人教師の任務に対する認識のズレが確かにあり、これがトラブルの大きな原因になっていることは否定しがたいが、中国側は主観的には日本人（外国人）を客として遇しようと考えているのであるから、双方の意思疎通がうまくいけばトラブルは相当に減るはずである。もっとも日本人はこのような行動がきわめて苦手な民族として、すでに定評があるけれども。

しかし、中国側とトラブルがおきた場合をよくみると、いろいろな理由はあっても日本語教育がうまくいかなかったことが根本的な原因になっている例がほとんどであるといつてよい。仕事にうまくいかないから、日本人教師もストレスがたまり、中国側も不満を蓄積させ、何気ない言動のはしばしにそれが表われてくるのであろう。日本語教師として中国で順調にやらせるかどうかの最大のカギは、結局のところ仕事である日本語教育がうまくできるかどうかにかかっているといつてよいであろう。日本人は二度と行きたくないと思ひ、中国側は二度と来てほしくないと思

にっ ぽん じん  
日本人

ワッパニーズ・スマイルという ことばが ある。日本人は、よく わけの わからない わらいを するといわれる。外国人は うす気味悪く 思い、これについて 悪口を言うが、それは 日本人の 氣質を 知らないからである。日本人は 昔から よい、悪いという 判断を 厳格にはっきりと 當う ことを 避ける。相手の 立場を 考えて、その人を 備つける ことを おそれるからである。日本人は いつも 相手の 立場を 考えて、ものを 買おう。英商では 自分の 答えが 肯定の ときは、'Yes'、否定の ときは、'No'と 言いが、日本語の「はい」や「いいえ」は 相手の 間い方を 量んじる。たとえば、「行きますせんか」と 聞かれた ときは、「はい、行きます」とか「いいえ、行きます。」と 答える。行かない ことを 相手に 予想して 聞いてると 答えるからである。人に 物を あげる ときでも、「つぎらない 物ですが」と 言う。人を よんで ぢぢせうする ときも「何も ありませんか」と 言う。通商的には「つぎらない 物を もらっても しかたがない」、「ない 物は 買べられない」と 答えられる。しかし、日本人は 自分で 自分の 物を「よい 物」とか「りっぱな 物」などは 言わない。それは 自分の 答え方を 相手に おしつける ことを 避けた

いからである。  
日本人の 表現は このように いつも 複雑な 日本人の 心理を 反映している。

解 説

|    |                   |          |    |                 |
|----|-------------------|----------|----|-----------------|
| 1  | ワッパニーズ [Japanese] | 日本人      | 15 | 背底 背底           |
| 2  | スマイル [Smile]      | 笑み       | 16 | 否定 否定           |
| 3  | わけのわからない          | 莫名其妙, 不明 | 17 | 間い方 问法          |
| 4  | わらい (← わらう)       | 嘲笑       | 18 | 間い (← 間う) (互) 问 |
| 5  | うす気味悪く            | 寒心, 寒心   | 19 | 寒心, 寒心          |
| 6  | 悪口                | 恶言, 恶言   | 20 | 判断, 判断          |
| 7  | 厳格                | 严格, 严格   | 21 | 自分で 自己          |
| 8  | 備つける              | 防备, 防备   | 22 | 考え方 想法, 想法      |
| 9  | 買おう               | 买, 买     | 23 | 量んじる 量, 量       |
| 10 | 通商                | 通商, 通商   | 24 | 買, 买            |
| 11 | 間い方               | 问法, 问法   | 25 | 心理 心理           |
| 12 | おそれる              | 害怕, 害怕   | 26 | 反映 反映           |
| 13 | ものを買おう            | 买, 买     |    |                 |
| 14 | 答え (← 答える)        | 回答, 回答   |    |                 |

日本人

有一句话叫做“日本人的笑容”。人们说，日本人往往笑得莫名其妙，外国人感到有些不快。对此说出些日语来，那是因为不懂得日本人的性格的缘故。

日本人自古以来就避免直言不讳地作坦率的判断，因为考虑到对方的立场，生怕伤害对方。

日本人总是考虑对方的立场说话。在英语中，自己的回答是肯定时说“yes”，否定时说“no”。日语中的“はい”和“いいえ”却是尊重对方立场的话。譬如说，人家问“能不能去”时，回答说：“是，我不去。”或者说：“不，我去的。”这是因为考虑到对方估计“不会去”才这样问的。

这次西德人时指出：“这是微不足道的东西。”“商人吃饭时问：‘吃什么菜……’。从理论上来说，可以认为‘吃到微不足道的东西也没用处’，‘没有菜就不能吃’。然而，日本人自己不讲自己的东西是‘好东西’或‘精美的东西’等等。那是因为想使自己的想法强加于对方，日本人的语言表达法总是反映着日本人的复杂心理。

『現代日語—あたらしい日本語』(上海外文出版社)より

現在中国では多数の日本語学習書が市販されている。本書は『あたらしい日本語 Japanese for today』(吉田弥寿夫他編著, 学習研究社)の翻訳で、中国で最も普及しているものの一つ。定価は1・45元。1980年に初版が出され、一年余りで50万部近くを売りきった。

思いながら仕事を終わるとい  
うのは、お互いにも  
不幸である。  
中国の日本語教育の形態は  
千差万別で、ここではそのほ  
んの一部を紹介したにすぎな  
い。この小文が、中国へ日本  
語を教えに行こうと考えてい  
る人の参考になれば幸いであ  
る。

## 資料・契約書

成都科技大学（招聘側）は遊佐昇先生（被招聘側）を日本語教師として招聘する。双方は友好協力の精神に基づいて、この契約を結ぶ。

一、招聘期間は一年とし、一九八五年三月一日着任の日より、一九八六年二月二十八日離任の日までとする。

二、被招聘側の勤務内容は、以下の通りとする。

1 成都科技大学出国留学予備人員培訓部の学生または本校の学生に日本語の授業を行なう（人員は招聘側が決定する）。

2 成都科技大学のために日本語教授の教材・教科書を準備する。

3 全校の教職員学生（招聘側が決定）に外国語教育や文化交流と関係あるその他の項目を行なう。

被招聘側は定められた時間内に以上の勤務内容を完成する。招聘側は被招聘側に必要な勤務条件を提供しなければならない。被招聘側が勤務中に行なった提案は、招聘側は状況を考慮しつつ受け入れる。双方は共に積極的に協力しあわなければならない。

三、中国政府が法的に定めた労働日は、毎週六日、毎

日八時間である。教師は一週間の授業時間で計算する。

四、招聘側は毎月被招聘側に給与として人民元七百元を支給し、あわせて契約書付帯事項の規定にもとづき各項の生活待遇を提供する。

五、被招聘側は中国政府の法律・法令・関係規定と招聘側の勤務制度を遵守しなければならない。

六、双方は共に理由なく事前に契約を打ち切ることできない。被招聘側が契約を破棄させたい時は、必ず中国を離れる一カ月前に文書で招聘側に申請し、招聘側の同意を得る以前はひきつづき勤務を行なわなければならない。招聘側は同意の日より二週間後、給与支払いを停止し、あわせて被招聘側およびその家族への待遇を打ち切る。帰国の一切の費用は自費とする。

被招聘側が中国政府の法令に違反した時は、招聘側は解職する権利を有する。解職を提起した日から一カ月以内は給与をひきつづき支給するが、被招聘側はこの期間内に帰国しなければならない。招聘側は被招聘側およびその家族の中国国内の旅費を支給する。国際旅費は自費とする。

職を汚す行為を行なった被招聘側に対して招聘側は解職する権利を有する。解職を提起した日より一カ月以内に被招聘側の帰国の手配を行なう。被招聘側およびその家族の帰国旅費は、招聘側が支給する。その他一切の費用は自費とする。

七、被招聘側が健康上の理由により、医師の証明を経て二カ月連続して病氣休暇をとった後もやはり勤務不能の時は、招聘側は契約をくりあげ終了する権利を有し、あわせて被招聘側の健康状態にもとづき一カ月以内にその帰国の手配を行なう。招聘側およびその家族に帰国の航空券を提供し、規定期限内の荷物運送費を負担する。

八、本契約および契約付帯事項は招聘開始の日より効力を発する。いずれの一方も招聘延長を要求する時は、契約満期の三カ月以前に相手側に提案しなければならず、双方の協議を経て確定し、延長契約に署名する。延長契約は本契約の不可分の構成部分である。本契約の各項目は、延長期間内にひきつづき有効である。双方とも招聘延長を提案しないか、一方が招聘延長に同意しなかった時は、本契約は満期と同時に失効

する。

九、本契約の執行中争論があった場合は、双方が協議して解決する。

十、本契約は中国語で作成する。

署名(略)

#### 契約付帯事項

一、被招聘側の給与は、勤務内容・実際の勤務水準を見、あわせて当人の学歴・資格を参考にして確定する。

二、給与を確定する段階は、次の通りである。まず招聘側が通信により双方の協議を経て臨時の給与額を確定する。被招聘側が着任して二カ月後に、招聘側が正式の給与額を確定する。正式給与は被招聘側の着任の日(一九八五年三月一日)より計算する。給与は毎月支給する。

三、被招聘側の毎月の給与は以下の割合で外貨と交換することができる。独身および配偶者(妻または夫を指す。以下同じ)、子女を連れずに中国に来た者は、五十パーセント交換できる。配偶者または子女を連れ

て中国に来たものは、三十パーセント交換できる。夫婦ともに専家として招聘され子女が中国にいない者は、それぞれ五十パーセント交換できる。外貨は毎月交換してもよいし、中国を離れる時まとめて交換してもよい。

四、被招聘側の任期が一年（または一学年）以上の時は、配偶者または十二才に満たない子女（以下家族とする）を伴い中国に居住してもよい。被招聘側の中国着任および任期満了帰国時には、本人およびその家族には居住都市から勤務地までの最短コースの片道エコノミー・クラスの航空券が招聘側より提供される。被招聘側がまわり道をした場合の費用は自費とする。

被招聘側の中国着任および任期満了帰国時には、招聘側は本人およびその家族一人あたり二十四キログラム（一家族三人以上は七十二キログラムを超えない）の航空荷物超過費を負担する。荷物の包装費と被招聘側の居住地・空港間の荷物運送費は自費とする。被招聘側が荷物の全行程の海送または陸送を求めた時は、招聘側は規定限度以内の空送費を支給し本人が処理する。

五、被招聘側の中国着任の際、勤務に必要な教育機器と辞書類については、招聘側は二十キログラム以内の空送費（分離手荷物方式とする）を負担する。

六、招聘側は規定にもとづき被招聘側およびその家族に無料で家具、ベッド、照明、暖房および衛生設備のとのった住居を提供する。被招聘側が部屋または家具を増やすよう要求した時は、招聘側は可能なかぎり要求に応じるものとする。ただし、費用は自費とする。

七、招聘側は、被招聘側に無料で出退勤用の乗り物を提供する。

八、招聘側は被招聘側およびその家族に中国の医療制度にもとづき公費による無料医療を提供する。ただし、入れ歯、整形外科、眼鏡、登録費、検診料、入院食費および非医療的な栄養剤は自費とする。

九、被招聘側は中国の法定祝日に休んでよいほか、一年の勤務につき一カ月の休暇をとる。勤務が半年以上一年に満たない者は、二週間の休暇をとる。勤務が半年に満たない者は、休暇がない。学校に勤務している者は、学校の夏・冬休みを休暇とする。休暇期間中も

給与を支給する。招聘側は被招聘側で勤務が一年（または一学年）に達した者に、その休暇時に休暇手当を七百元（人民元）を支給する。二週間の休暇の者には、半額の休暇手当を支給する。休暇手当では外貨と交換することができない。

被招聘側で独身または家族を連れずに中国勤務をしている者は、招聘期間が連続二年（または二学年）以上の場合は、招聘期間内の一年毎に休暇期間を利用して一回帰国することができる。帰国休暇は旅程を含めて一カ月（夏休みまたは冬休み）である。招聘側は往復の航空券を提供する。休暇期間中も給与を支給し、外貨と交換することができる。ただし、休暇手当では支給しない。

被招聘側が帰国休暇の待遇を受けた後、家族が中国に来る時は、一切の費用は自費とする。

十、被招聘側が病気になった場合は、医師の証明を経て連続二カ月以内の医療休暇中は給与をひきつづき支給する。二カ月を超えた後、招聘側が契約を終結しなかった時は、三カ月めから正常な勤務ができるまで給与の八十パーセントを支給する。

被招聘側の事由による休暇が一年に十日を超えない場合は、規定通り給与を支給する。十日を超える場合は、日数により賃金カットを行なう。

十一、招聘側は、契約の勤務内容を完了し勤務期間が満期になり帰国する被招聘側に以下の基準により離職手当を支給する。勤務が一年（または一学年）の者は、半月分の給与額を支給する。勤務が二年（または二学年）の者は、一カ月分の給与額を支給する。以下の基準による。勤務が一年（または一学年）に満たない者には支給しない。離職手当では外貨と交換することができる。

\*この契約書の原文は中国語である。なお、提供者の遊佐昇氏に感謝したい。